

島根県水道広域化推進プランに係るシミュレーション業務委託 特記仕様書

I. 総則

1. 業務名

島根県水道広域化推進プランに係るシミュレーション業務

2. 適用

この特記仕様書は、「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定めのない事項について取扱い、記載された事項はこれを優先するものとする。

3. 履行期間

本業務委託の履行期間は、契約日から令和4年3月25日までとする。

4. 関係機関および関係部局との協議

受注者は本業務委託に関して、関係機関および関係部局との協議の必要が生じた場合、速やかにその準備を行い、発注者の指示に従ってその処理に当たらなければならない。

5. 契約変更

本業務委託の内容及び仕様書に変更が生じた場合、発注者と協議の上、契約変更の対象とする場合もある。

6. 設計協議および議事録

受注者は本業務委託の実施にあたって、発注者と設計協議を行い、協議内容を議事録で明確にし、その都度、発注者に提出しなければならない。

7. 業務報告

受注者は本業務委託の実施に伴う調査内容等について、常時、発注者と連絡を密にするとともに、必要に応じて、適宜、発注者に業務状況等の報告をしなければならない。

8. 疑義

受注者は本業務委託の実施中に不明または疑義を生じた場合には、直ちに発注者と協議を行い、そのうえで発注者の指示を受けるとし、その時期を失して手戻り等業務日程に支障をきたすことのないようにすること。

9. 成果品

提出すべき成果品とその部数は、次の通りとする。なお、成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

- ・シミュレーション結果のとりまとめ 1式
- ・報告書 1式
- ・成果品データ（シミュレーションについてはバックデータ含む） 1式
- ・その他発注者が指示する資料 1式

10. 成果品の秘密保持

成果品およびその資料は、すべて発注者の所有に帰するものであって、発注者の承認を受けないで他に漏洩してはならない。

11. 審査

受注者は本業務委託を実施する上で十分な比較検討を行い、内容の高い質を確保することに努めるとともに、さらに相当な業務経験を有する審査員を配置して、成果品に誤りがないように審査しなければならない。

12. 完了検査

発注者の完了検査をもって業務の完了とする。受注者は完了検査において訂正を提示された場合は、直ちに対応しなければならない。

Ⅱ. 業務の背景と目的

1. 業務の背景

島根県の水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化に伴い、急速に厳しさを増しています。こうした中、県民生活に必要不可欠なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があります。

このため、市町村等の水道事業者が行政区域を越えて連携し、一体的に水道事業に取り組む広域化の推進が求められます。その具体的な方策としては、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理、あるいは経営統合も可能性として含めた多様な取り組みが考えられます。

こうした中、国は、都道府県に対し、市町村等の水道事業の広域化に関し、検討体制の構築と平成30年度までの検討及びその結果の公表を要請しました。

この要請を受け、水道事業をめぐる本県の様々な課題の認識と対応方策等について検討するため、平成28年10月に「島根県水道事業の連携に関する検討会」を設置し、各事業体（市町村等）、県が一体となって検討を進め、平成31年1月に報告書を取りまとめました。

さらに、総務省及び厚生労働省では、市町村等の実施する水道事業について市町村の区域を超えた広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財営第85号生食発第0125第4号総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう要請しているところです。

こうした背景を踏まえ、令和2年度に県内市町村、水道事業体へのヒアリングを行い、現状や将来見通しについて調査を実施したところです。

令和3年度においては、こうした現状や意見をもとにした水道広域化推進に係るシミュレーションを実施し、その効果などをもとに議論を深め、令和4年度のプラン完成を目指すこととしています。

2. 業務の目的

本業務の主要な目的は、将来にわたって管内の各水道事業や用水供給事業が、水需給のバランス、水道水質の安全、持続可能な健全経営などを実現するために、広域的な視点から合理的な水道事業運営のあり方を検討し、施設面、経営面の基盤形成全般にわたる施策目標を取りまとめるためのシミュレーションを実施することである。

現状や市町村等の水道事業体の意見を踏まえたシミュレーションを実施し、その結果や効果額をもとに水道広域化の議論が進むよう、成果物は明確で簡潔なものとすること。

Ⅲ. 業務の内容

1. 設計協議

本業務の目的を十分に理解し、設計計画の方向を左右するような問題に対する事前の協議、甲が業務の進捗状況を把握できるよう、適宜、協議を行うこと。また、本業務の作業体制から、乙は、甲との協議・連絡を密にし、スムーズな業務の遂行に努めること。

(1)初回打合せ（1回）

業務内容の確認（要望事項・内容、作業方針・工程、検討事項・内容などの協議確認）および貸与資料などを確認すること。

(2)中間打合せ（4回程度を想定（うち2回は現地調査含む））

中間報告および作業中に発生する諸条件の処理に関する事項について、適宜、確認すること。

(3)最終打合せ（1回）

総括説明および成果品の納品、検収に立ち会うこと。

2. シミュレーションの作成

- ・シミュレーション項目は別紙のとおりである。
- ・県の全体とりまとめは市町村課とする。
- ・表中の「○」所属が、各項目の責任部局であるので、シミュレーション実施に際しては、やりとりを密にすること。
- ・データ分析や情報収集による客観的なデータを元に経費や事業効果のシミュレーションを行うこと。
- ・必要に応じて県内水道事業者への聞き取りを行い、現状を把握した上でシミュレーションを実施すること。（必須の聞き取り箇所については、県から指示を行う。）
- ・シミュレーション項目の追加や作業内容のブラッシュアップなどの提案については、内容により、審査における加対象とする。